

令和6年度船橋市地域包括支援センター運営協議会（臨時）議事録

（令和7年1月23日 作成）

1 開催日時：令和6年12月26日（木） 午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所：船橋市役所11階 大会議室

3 出席者

（1）委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、結城康博委員、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員

（2）市職員

指導監査課長、介護保険課長、高齢者福祉課長

（3）事務局

地域包括ケア推進課職員（5名）

4 欠席者

根本明子委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事（1）船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正について  
公開

（2）船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正内容の具体的な取り扱いについて

公開

6 傍聴者数0名

7 決定事項

（1）船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正について  
（報告事項）

（2）船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正内容の具体的な取り扱いについて

（承認事項）

## 8 その他

なし

### ○事務局（司会）

定刻になりましたので、令和6年度船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。

皆様、本日は年末のお忙しいところ、臨時会にご出席いただきましてありがとうございます。

後ほど担当の方から詳しいご説明をさせていただきますけれども、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について大きく2点ほど介護保険法施行規則が改正されましたことで、年明けの2月に開催予定の令和7年第1回市議会定例会におきまして条例改正をする方向で、準備を進めているところでございます。

そのため本日は臨時会としてお集まりいただきましたが、条例改正の内容につきましてご報告させていただくとともに、実際本市での運用についてご審議いただきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

最初に配布資料のご確認をいたします。

事前に送付させていただきました赤色のインデックスが付いた資料のほかに「席次表」及び「委員名簿」の2点の資料を本日お配りしております。不足のある方はいらっしゃいませんか。

本日ご欠席の委員の御案内をいたします。本日は、第13号委員の根本委員が欠席とのご連絡をいただいております。

次に傍聴者についてですが、傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告いたします。

### ○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっております。会長、よろしくお願いいたします。

### ○会長

ただ今より、令和6年度船橋市地域包括支援センター運営協議会臨時会を開催いたします。

それでは議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

報告事項の議題（1）「船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正について」事務局から説明してください。

### ○事務局（地域包括ケア推進課）

それでは事務局から、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改

正についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、1の概要についてですが、令和5年度末に介護保険法施行規則が改正されました。この省令の第140条の66第1号に規定されている、「市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準」が改正されたため、本市の条例を改正することとなります。

なお、これまで、本市の条例は、省令の条文を条例の条文に落とし込む「省令引き写し形式」をとっていましたが、この度の改正において、省令の定めのおりとする「省令準拠形式」による規定方法といたします。具体的には、条例に「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の66に定めるところによる」という条文を設けることを予定しています。このため、条例の大部分が変更となることから、条例の「全部改正」としています。

続いて、2. 改正の理由及び改正内容です。改正の理由につきましては、(1)に記載のとおり、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための省令改正が行われたことから、これに伴い条例改正をいたします。なお、条例改正については、改正された省令の施行から1年間の経過措置が設けられているため、船橋市議会令和7年第1回定例会に付議し、令和6年度中に改正、令和7年4月1日から施行いたします。

改正内容につきましては、(2)に記載しております。1点目が職員員数の常勤換算です。こちらは、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法による職員配置を可能とするものとなります。具体的には、これまでは1人の常勤職員を配置すべきだったところに、2人以上の非常勤職員を配置し、常勤職員の勤務時間分を勤務させることで、常勤職員1人配置と数えることができるようになります。

2点目が配置すべき3職種の複数センターでの合算です。こちらは、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、複数のセンターが担当する圏域を1つの圏域とみなし、複数圏域における第一号被保険者数を合算して、合算後の第一号被保険者数に応じた職員の配置をすることができるものです。例えば、AとBのセンターがあり、元々はそれぞれのセンターに主任ケアマネジャーを1人ずつ配置しなければいけない場合でも、複数圏域合算後は、Aセンターに2人配置、Bセンターには配置無し、としても配置基準を満たしているという状態になります。なお、質の担保の観点からそれぞれのセンターに3職種のうちいずれか2職種は常勤の職員を配置しなければならないとされております。

3の施行期日については、令和7年4月1日となります。

2ページ目、4の省令準拠形式への変更については冒頭でお伝えしたとおりとなります。

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正の説明については以上となります。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

少し、緩くなるということですね。

皆様よろしいでしょうか。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正について、報告をうけたものといたします。

○会長

それでは、引き続き、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正内容の具体的な取り扱いについてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

それでは、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用案についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

先程ご報告いたしました条例改正では地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、「常勤換算方法による職員配置」及び「複数圏域合算方法による職員配置」ができるようになると思いますが、実際にどのような場合に適用していくのか、どのような手続きを取るのかという、船橋市における運用案を作成いたしました。

こちらの運用案をご承認いただけましたら、条例改正後、包括支援センターから「常勤換算方法による職員配置」または「複数圏域合算方法による職員配置」を希望する申し出があった場合には、市で基準に該当するかを確認し、該当する場合には、それぞれ適用させていただきたいと考えております。

では、資料2の1ページ目からご説明いたします。まず、用語の定義になります。(1)常勤職員につきましては、各地域包括支援センターを運営する法人において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」を勤務することを契約している職員を指します。ただし、育児や介護などのために短時間勤務措置が講じられている職員については、例外的に30時間以上勤務していれば常勤職員として取り扱うことといたします。

(2)非常勤職員につきましては、常勤職員より少ない時間を勤務することを契約している職員を指します。

(3)3職種につきましては、①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者を指します。

続いて、2ページ目をご覧ください。常勤換算方法による職員配置についてです。1の常勤換算を認める基準ですが、※印のところに記載したとおり、直営型の地域包括支援センター5か所については、基幹型地域包括支援センターとして圏域内の委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの統括・総合調整・後方支援等の役割を担うことから、原則として常勤職員を配置することとしたいと考えております。そのうえで、(1)・(2)のいずれかの場合において、常勤換算を認めることといたします。(1)「委託型地域包括支援センターにおいて、業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる場合」、こちらは受託法

人において、常勤職員の採用が困難である等の理由で常勤職員が配置できないことが見込まれる場合となります。(2)「その他地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合」については、それ以外の何らかの理由で、常勤換算配置が必要な場合となります。

次に2で手続きを示しております。まず、業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる地域包括支援センターは、常勤換算による職員配置を希望する旨を1人工ごとに書面で市へ提出していただきます。常勤換算による職員配置をおこないましたら、市は、地域包括支援センター運営協議会定例会にその旨を報告いたします。なお、報告の際には、常勤換算による職員配置をおこなった地域包括支援センターも出席し、運営状況の確認ができるようにいたします。

次に3で常勤換算方法について示しております。まず、3職種について、それぞれ必ず1人以上は常勤職員を配置することとし、4人目以降の職員について常勤換算できることといたします。次に常勤換算対象職員は、同じ職種である必要はなく、異なる職種でも可能といたします。かっこ書きにあるとおり、非常勤の主任ケアマネジャーと非常勤の社会福祉士を合わせて常勤1人工と換算することが可能です。所長の職については、常勤換算の対象外といたします。

次に4でその他の事項について示しております。常勤換算による職員配置を認められた場合、翌年度以降もやむを得ず常勤職員を配置できない場合には、継続して常勤換算による職員配置を可能といたします。

また、常勤換算による職員配置を行った際に、実際の人件費支出額が委託契約における人件費額を超えた場合でも、市は超過分の委託料を支払わないことといたします。これは、年度当初に常勤職員を配置していた場合には、委託契約における人件費額は常勤職員1人分を計上していますが、常勤換算方法により2人以上の職員を配置し、その結果人件費額が常勤職員1人分を超えた場合でも、超過分は支払わないということになります。

続いて、3ページ目 複数圏域合算方法による職員配置についての運用案です。まず初めに、この複数圏域合算方法による職員配置につきましては、国の制定意図として、1つの自治体の中に都市部と山間部があり、山間部では人材の確保が非常に難しいような場合に都市部と合わせて1つの大きな圏域と見て職員を配置することを可能とするようなことを想定しているものと思われれます。船橋市においては、人材確保の面で市域全体での極端な差はないと思われることから、実際に適用する可能性は非常に低いと考えております。

そのような考え方を踏まえ、運用案を資料にまとめておりますのでご説明いたします。1の複数圏域合算を認める基準について、まず直営型地域包括支援センターについては常勤換算方法と同様の理由で対象外といたします。そのうえで、(1)・(2)のいずれかの場合に、常勤換算を認めることといたします。(1)「委託型地域包括支援センターにおいては、同一法人が2以上の地域包括支援センターを受託しており、うち1つの地域包括支援センターにおいて3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる際に、法人内における人事異動等により配置ができない明確な理由がある場合」としています。

「同一法人が2以上の地域包括支援センターを受託しており」とした理由といたしましては、異なる法人である場合、それぞれのセンターが担当する個人情報の取り扱いが難しいこと、市からの委託費の支払いが難しくなることなどとなります。

「3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる際」としたのは、その状態がセンターの運営に重大な支障をきたすことが考えられる状態であり、解消が急務であると考えられるためです。

なお、同一法人が受託しているセンター同士であるため、「法人内における人事異動等により配置ができない明確な理由がある場合」ということを条件で加えております。

なお、現在、委託型地域包括支援センターの受託法人はすべて異なる法人となっておりますので、この運用が適用されるのは、今後同一法人が複数の地域包括支援センターを受託した場合となります。

2の手続きについては、常勤換算方法の場合と同様のため説明を省略いたします。

3の複数圏域合算方法については、職員定数の考え方について示しております。2以上の区域を1つの区域とみなし、みなした区域に配置する職員数については、条例及び要綱に基づき、みなした区域内の第1号被保険者数に応じて定めることといたします。

4でその他の事項について示しており、複数圏域合算による職員配置を認められた場合において、翌年度以降やむを得ず3職種のうちいずれかを1人以上配置できない場合には、継続して複数圏域合算による職員配置を可能といたします。

具体的な取り扱いについて事務局からの説明は以上となります。

#### ○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

#### ○山口委員

3ページ目の運用面で複数圏域での合算という人員のカウントの仕方と申しますか、船橋市のほうでは在宅介護支援センターが15件あると思いますが、基本的には包括と同じ3職種の何れか1人常勤置くということ、自主的に1人では足りないので2人とかそれ以上置いている在支があるかどうか情報は存じあげないのですが、在支は常勤1名が基本だとは思いますが、その1人が同じ法人さんで他の圏域で包括をやっていることがあるとしたらそこの兼務というか合算方式はちょっと不適當かと思うのですが、在支のほうで2人とか配置している場合に、もう1人を同じ法人で他の圏域で包括をやっていて、そちらの主任ケアマネさん社会福祉士さんとか、人員がなかなか準備できないので、在支2人いる2人目のほうに手伝ってもらえるのかどうかと、想定なり運用面については在支をやっているところからも、在支の職員との関係はどうか質問と申しますか疑問が出るだろうと思われるので、扱いも年度が変わったタイミングで説明会をされるのかわかりませんが、何か文章に含めておいたほうがいいのかと思いました。

#### ○事務局（窪田課長）

在宅介護支援センターは地域包括支援センターの協働機関として、地域で一緒に高齢者の支援にあたっております。在支の配置されている職員について包括支援センターの今回の柔軟な職員配置の中に取り組み考えを今のところ持っておりませんので、山口委員のお話しいたことについては、先々、可能かどうか考えてみたいとは思いますが。説明会につきましては大

きい説明会は年度初めにしておりますが、何らかの形で周知に努めないとはいけないと思っています。検討させていただきます。

○会長

在支のことは現時点では検討していないと。地域包括支援センターとして検討していると。実際に船橋市内に同一法人で2以上の地域包括支援センターを受託しているところはあるのですか。

○事務局（窪田課長）

現在委託をお願いしている法人は全て別の法人となっております。現状では中々、圏域をまたぐ形では今のところ想定出来ないと思っております。

○会長

別法人で何とか形にして協力出来るようになれば、利用できる新しい制度を想定してという事ですよね。金銭的な面で大変ですね。

○事務局（板松補佐）

補足をさせていただきますと、資料の3ページ目の1番（1）今回認める基準としまして、同一法人間の話という事で示させていただいております。別法人になりますと中々、人の管理とかお金の問題とか難しいところありますので、同一法人とさせていただきます。

○会長

今、現実的に適用される場所ではないと。けれども、これから先こういう事が起きれば利用できるという事ですよね。

○乾委員

2ページ目3番の常勤換算方法のところ、対象職員は、異なる職種でも可とする。ケアマネさんが一番少ない職種かと思いますが、ケアマネさんが少なくても他の職種で補うことになるのでしょうか。非常勤の方で他の職種を補う事になると、要支援の対象者ケアプランが必要な方にいきわたるのか、今いる方が落ちないのか監視体制ではないけどちゃんと見られるのでしょうか。

○事務局（板松補佐）

1つ目の質問でございます、3職種について、3職種は必ず1人ずつは最低でも必要で前提の条件になります。それ以上の配置につきましては、圏域内の高齢者の人数に応じて人の配置をし

ています。例えば、4人の配置であればもともと主任ケアマネジャーさんを配置していたとして、その方が欠けてしまった。その際に社会福祉士さんの0.5人工と保健師さん0.5人工の可能性はあると思います。プランのところにつきましては、包括支援センターにつきましては、ケアマネジャーさん以外の職種でもプランを作成することが可能となっておりますので対応が可能かと考えています。

○会長

よろしいでしょうか。取りあえず3職種、1人はいると。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の全部改正内容の具体的な取り扱いについて、これを承認するものとなります。

○会長

議題につきましては以上となりますが、その他各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（司会）

次回の定例会の開催につきましては、年明け1月23日（木）の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれもちまして、令和6年度船橋市地域包括支援センター運営協議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。